

京都市告示第 231号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成22年10月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西賀茂1号線	北区西賀茂蟹ヶ坂町25番地の24地先から 同町25番地の23地先まで	旧	メートル 10.20	メートル 3.95 ~ 4.05
		新	10.20	4.01
松ヶ崎13号線	左京区松ヶ崎河原田町2番地の33地先から 同町10番地の1地先まで	旧	61.70	2.90 ~ 3.45
		新	61.70	3.50 ~ 4.14
山科西野山経 69号線	山科区西野山百々町145番地の1地先内	旧	14.80	11.90
		新	14.80	12.00
山科西野山緯 46号線	山科区西野山百々町146番地の1地先から 同町145番地の1地先まで	旧	18.80	6.50 ~ 7.25
		新	18.80	7.40 ~ 8.10

(建設局土木管理部道路明示課)